

安全保障輸出管理とは？

我々の研究を兵器に転用させないために…

法政大学における安全保障輸出管理 ハンドブック 簡易版

2017年6月版

研究開発センター

1. 安全保障輸出管理とは
- 1-1 そもそも安全保障輸出管理とは？
- 1-2 安全保障輸出管理が教育・研究活動において関係してくる場面とは？
2. 安全保障輸出管理の実務
- 2-1 本学における手続きの概要について
- 2-2 何をどう確認すればよいの？
3. こんな場合は？ Q&A
4. お問い合わせ先
5. 参考資料

1. 安全保障輸出管理とは
- 1-1 そもそも安全保障輸出管理とは？

武器や軍事転用可能な物品（機械装置・試料等）・技術が、大量破壊兵器の開発を行っている国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、そうした物品・技術の国外への持ち出しや提供を適切に管理することです。

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外国為替及び外国貿易法に基づき実施しています。（経済産業省 HP より）

具体的には、我が国や国際社会の平和・安全の維持を妨げる恐れがあると認められる場合に、貨物の輸出*1 又は技術の提供*2 に際して、経済産業大臣の許可をうけることです。

***1 貨物の輸出とは**

- ・物品を日本から国外に出すこと（渡航者が持参する場合も含む）。
- ・商行為に限らない。送り出す形態や理由、価格に関係ない。
- 形あるもの（物品）を国外に出す場合は、すべて法令上“貨物の輸出”となります。

***2 技術の提供とは**

- ・特定の情報や自分が持っている特定の技術（スキル）を誰かに伝えること。
- 留学生や海外の研究者に研究内容を伝えることは法令上“技術の提供”となります。

- 1-2 安全保障輸出管理が教育・研究活動において関係してくる場面とは？

日常の教育・研究活動においても関係してくることがあります（以下は一例です）。

海外の共同研究先に物品を送る場合

物品を研究者が自分で海外に持ち出す場合（国際学会への出張等）。

自分が持っている技術や情報を海外で誰か（学生，研究者）に伝える場合。

自分が持っている技術や情報を日本国内で外国人（非居住者）に伝える場合。

上記のような場合は，該当物品が法令で持ち出しの規制対象となっているかどうか，伝える技術・情報の内容が法令で規制対象となっているかどうかを確認することが必要です。規制対象である場合は，経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

2. 安全保障輸出管理の実務

2-1 本学における手続きの概要について

本学における手続きの概要（貨物の輸出の例。技術の提供も同様の手順となります。）

- ①教職員：海外へ輸出したい，持ち出したい物品等がある。
- ②教職員：輸出したい・海外へ持ち出したい物品等が法令で規制対象となっているかどうかを自身で確認する。（＝該非判定）
- ③大学：規制されている物品等である場合，該当品を実際に輸出するか，海外へ持ち出すかを判断する。（大学として，法令で規制されている物品等を輸出してよいかどうか判断する。＝取引審査）

➡ まずは教員・研究者ご自身での確認が必要です。

2-2 何をどう確認すればよいの？

では実際に何をどう確認すればよいのでしょうか？

【確認の手順について】

①何を，②誰に，③どんな目的で提供するのか をチェックする

①，②，③すべてが規制の対象から外れていれば，手続き不要です。

①何を ➡ リスト規制

物品を国外に出す場合は，該当物品が法令で輸出の規制対象となっているかどうか確認を行ってください。

→ どんな物品が法令で規制対象となっているのか確認する場合は参考資料1へ

②誰に（どの国に，どの機関に，どんな人に） ➡ キャッチオール規制

物品の宛先や技術・情報の提供先の違いによる規制です。

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には許可が必要となります。また、相手先が、大量破壊兵器の開発等を行っているもしくは行っていた、あるいはその懸念が払しょくされない団体である場合も原則として許可が必要です。

例：同じ物品でも送付先が米国なら許可は不要だが、イランなら許可が必要 等

→ 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例は参考資料2へ

許可が必要な相手かどうか確認する場合は参考資料3へ

③何のために（受け取り側が最終的にどう使用するか）  キャッチオール規制

日本から国外に輸出(持ち出された)された物品や情報が、どんな用途に使用されるか？

→ 受け取り側が「国連武器禁輸国・地域」に指定されており、かつ通常兵器の開発・製造などに使用される恐れがある場合は、許可が必要です。「国連武器禁輸国・地域」については参考資料4へ

3. こんな場合は？ Q&A

日々の研究活動で行っている以下の行為が法令の規制対象となる場合があります。念のためご確認ください。

Q1 海外出張時にパソコンやUSBを持参するのですが？

A1 持参の目的が自己使用であり（譲渡・販売の目的はなく、保存されているデータ・情報を誰にも提供しない）、持参したものをまた国内に持ち帰る場合は、手続きの必要はありません。

Q2 海外での学会に参加するために、手荷物でサンプル品を携帯したいのですが？

A2 ①当該サンプル品が規制対象になっているか確認してください。規制対象である場合は、許可が必要となります。②規制対象物品でない場合でも、海外でどなたかに提供するために持ち出す場合は許可が必要な場合があります。

Q3 外国人留学生に教育（講義）を行うのですが？

A3 市販の教科書を使用した講義は規制の対象になりません。また、オープンな学会での発表や技術情報の公開も規制の対象とはなりません。ただし、研究室内で保有し外部に発表していない情報、ノウハウ、プログラム等を用いて留学生に教育を行う場合は、規制の対象となる場合があります。

Q4 今度来日する海外の研究者を研究施設に案内したいのですが？

A4 施設見学に伴い、研究内容について説明したり資料を提供する場合、その内容が規制対象となっていることがあります。見学する施設に設置されている機器・装置や説明の内容が規制対象となっていないかご確認ください。

Q5 「国連武器禁輸国・地域」に指定されている国からの留学生や研究者を受け入れてはいけないのでしょうか？

A5 受入れは可能です。ただし、技術や情報の提供については検討が必要となります。

Q6 機材の海外への発送には宅配業者を利用しています。気を付けるべきことはありますか？

A6 多くの場合、宅配業者では送付物の該非判定は難しいのが現状です。機材の具体的な仕様を把握している教員・研究者が該非判定を行ってください。

Q7 法令違反で処分を受ける場合、その処分は違反した本人に限定されるのでしょうか？

A7 違反の内容によっては、当該個人および所属する機関（本学）の両方が処分対象となることがあります。

4. お問い合わせ先

【安全保障輸出管理全般に関するお問い合わせ】

研究開発センター小金井事務課

電話：042-387-6081

【留学生・海外からの研究者受け入れに関するお問い合わせ】

グローバル教育センター事務部 国際支援課

電話：03-3264-9547

5. 参考資料

参考資料 1 リスト規制一覧（平成 29 年度経済産業省による安全保障貿易管理説明会資料より） 法令によって国外への送付・持ち出しが規制されている物品の一覧です。スペック等詳細は経済産業省の HP をご覧ください。

項番	項目	項番	項目
1 武器			
(1)	銃砲・銃砲弾等	(2)	爆発物・発射装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性エネルギー兵器等	(6)	運動エネルギー兵器等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(8)	軍用船舶等
(9)	軍用航空機等	(10)	防潜網・魚雷防御網他

(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(12)	軍用探照灯・制御装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等
(16)	兵器製造用機械装置等	(17)	軍用人工衛星又はその部分品

2 原子力

(1)	核燃料物質、核原料物質	(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(3)	重水素・重水素化合物	(4)	人造黒鉛
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(6)	リチウム同位元素分離用装置等
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(8)	周波数変換器等
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(11)	しごきスピニング加工機等
(12)	1 数値制御工作機械	(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉等
	2 測定装置	(14)	アイソスタチックプレス等
(15)	ロボット等	(16)	振動試験装置等
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(18)	ベリリウム
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(20)	ほう素10
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(22)	るつぼ
(23)	ハフニウム	(24)	リチウム
(25)	タングステン	(26)	ジルコニウム
(27)	ふっ素製造用電解槽	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
(29)	遠心力式釣合試験機	(30)	フィラメントワインディング装置等
(31)	レーザー発振器	(32)	質量分析計・イオン源
(33)	圧力計・ベローズ弁	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石
(35)	真空ポンプ	(35の2)	スクロール型圧縮機等
(36)	直流電源装置	(37)	電子加速器・エックス線装置
(38)	衝撃試験機	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物
(42)	光電子増倍管	(43)	中性子発生装置
(44)	遠隔操作のマニピレーター	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(47)	トリチウム
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(49)	白金触媒
(50)	ヘリウム3	(51)	レニウム等の一次製品
(52)	防爆構造の容器		

項番	項目	項番	項目
3 化学兵器			
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤との物質・原料	(2)	化学製剤用製造機械装置等
3の2 生物兵器			

(1)	軍用細菌製剤の原料	(2)	細菌製剤用製造装置等
4 ミサイル			
(1)	ロケット・製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(3)	推進装置等
(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	サーボ弁・ポンプ・ガスタービン
(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(6)	推進薬・原料
(7)	推進薬の製造・試験装置等	(8)	粉粒体用混合機等
(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(10)	複合材料製造装置等
(11)	ノズル	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(14)	複合材用の炉・制御装置
(15)	ロケット・UAV用構造材料	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	(18)	アビオニクス装置等
(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	(19)	航空機・船舶用重量計・重力勾配計
(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(22)	ロケット搭載用電子計算機	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃料試験装置他	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム
5 先端材料			
(1)	ふっ素化合物製品	(2)	(削除)
(3)	芳香族ポリイミド製品	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置	(6)	等金属性磁性材料
(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(8)	超電導材料
(9)	(削除)	(10)	潤滑剤
(11)	振動防止用液体	(12)	冷媒用液体
(13)	セラミック粉末	(14)	セラミック複合材料
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他
(17)	ふっ化ポリイミド等	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成形品等
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他		

項番	項目	項番	項目
6 材料加工			
(1)	軸受等	(2)	数値制御工作機械
(3)	歯車製造用工作機械等	(4)	アイソスタチックプレス等
(5)	コーティング装置等	(6)	測定装置等
(7)	ロボット等	(8)	フィードバック装置他
(9)	絞りスピニング加工機		

7 エレクトロニクス			
(1)	集積回路	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
(3)	信号処理装置等	(4)	超電導材料を用いた装置
(5)	超電導電磁石	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	エンコーダ
(8の2)	サリスターデバイス・サリスターモジュール	(8の3)	電力制御用半導体素子
(9)	サンプリングオシロスコープ	(10)	アナログデジタル変換器
(11)	デジタル方式の記録装置	(12)	信号発生器
(13)	周波数分析器	(14)	ネットワークアナライザー
(15)	原子周波数標準器	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(16)	半導体製造装置等	(17)	マスク・レチクル等
(18)	半導体基板	(19)	レジスト
(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物
(22)	炭化けい素等		
8 電子計算機			
(1)	電子計算機等		
9 通信			
(1)	伝送通信装置等	(2)	電子交換装置
(3)	通信用光ファイバー	(4)	<削除>
(5)	フェーズドアレイアンテナ	(5の2)	監視用方向探知器等
(5の3)	無線通信傍受装置等	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(5の5)	インターネット通信監視装置等	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
(7)	暗号装置等	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等
(9)	(削除)	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等
(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置		
10 センサー等			
(1)	水中探知装置等	(2)	光検出器・冷却器等
(3)	センサー用の光ファイバー	(4)	高速度撮影可能なカメラ等
(5)	反射鏡	(6)	宇宙用光学部品等
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(7の2)	非球面光学素子
(8)	レーザー発振器等	(8の2)	レーザーマイクロフォン
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(9の2)	水中検知装置
(10)	重力計・重力勾配計	(11)	レーダー等
(12)	光反射率測定装置他	(13)	重力計製造装置・校正装置

項番	項目	項番	項目
(14)	光検出器・光学部品材料物質他		
1 1 航法装置			
(1)	加速度計等	(2)	ジャイロスコープ等
(3)	慣性航行装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等
(4の2)	水中航法装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
1 2 海洋関連			
(1)	潜水艇	(2)	船舶の部分品・附属装置
(3)	水中回収装置	(4)	水中用の照明装置
(5)	水中ロボット	(6)	密閉動力装置
(7)	回流水槽	(8)	浮力材
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(10)	妨害用水中音響装置
1 3 推進装置			
(1)	ガスタービンエンジン等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2の2)	人工衛星等の制御装置等	(3)	ロケット推進装置等
(4)	無人航空機等	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
1 4 その他			
(1)	粉末状の金属燃料	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(3)	ディーゼルエンジン等	(4)	<削除>
(5)	自給式潜水用具等	(6)	航空機輸送土木機械等
(7)	ロボット・制御装置等	(8)	電気制動シャッター
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等	(10)	簡易爆弾装置等
(11)	爆発物探知装置		
1 5 機微品目			
(1)	無機繊維他を用いた成型品	(2)	電波の吸収剤・導電性高分子
(3)	核熱源物質	(4)	デジタル伝送通信装置等
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置	(5)	水中探知装置等
(6)	宇宙用光検出器	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(8)	潜水艇	(9)	船舶用防音装置
(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等		

参考資料2 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（平成29年度経済産業省による安全保障貿易管理説明会資料より）

品目	懸念される用途
1.リン酸トリブチル（TBP）	核兵器

2.炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3.チタン合金	
4.マルエージング鋼	
5.口径 75 ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6.しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7.数値制御工作機械	
8.アイソスタチックプレス	
9.フィラメントワインディング装置	
10.周波数変換器	核兵器
11.質量分析計又はイオン源	
12.振動試験装置	核兵器、ミサイル
13.遠心力釣り合い試験器	
14.耐食性の圧力計・圧力センサー	
15.大型の非破壊検査装置	
16.高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17.電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18.大型発電機	
19.大型の真空ポンプ	
20.耐放射線ロボット	
21.TIG 溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22.放射線測定器	核兵器
23.微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24.カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25.プリプレグ製造装置	
26.人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27.ジャイロスコープ	ミサイル
28.ロータリーエンコーダ	
29.大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	
30.クレーン車	
31.密閉式の発酵槽	生物兵器
32.遠心分離器	
33.凍結乾燥機	
34.耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35.耐食性のかくはん機	
36.耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37.耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38.耐食性の充てん用の機械	
39.噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV） （娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器
40.UAV に搭載するよう設計された噴霧器	

参考資料3 外国ユーザーリスト（平成29年度経済産業省による安全保障貿易管理説明会資料より） 外国ユーザーリストとは経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリストです。（2017年5月24日改正）*外国ユーザーリストは毎年改正されますので、最新版をご確認ください。

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	7
イスラエル	2
イラン	206
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	142
シリア	20
台湾	1

国名	掲載数
中国	53
パキスタン	37
香港	3
レバノン	3
合計	481

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> ・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau(UTN)		核 N

}

480	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、ミサイル B,C,M
481	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	・Techno Lab	生物、化学、ミサイル B,C,M

参考資料4 国連武器禁輸国・地域

アフガニスタン，中央アフリカ，コンゴ民主共和国，エリトリア，イラク，レバノン，リビア，北朝鮮，ソマリア，スーダン 10 か国・地域（2017年6月時点）

参考資料5 安全保障輸出管理に係る用語解説

貨物の輸出	物品を日本から国外に出すこと（渡航者が持参する場合も含む）。商行為に限らない。送り出す形態や理由，価格に関係ない。形あるもの（物品）を国外に出す場合は，すべて法令上“貨物の輸出”となります。
技術の提供	特定の情報や自分が持っている特定の技術（スキル）を誰かに伝えること。
該非判定	提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が，外為法等で規制の対象となるか否かを判定すること。
取引審査	貨物の輸出もしくは技術の提供を行うかどうかを判断すること。
リスト規制	武器や軍事転用の可能性がある汎用品をリスト化し、これに該当する貨物や技術を輸出・提供する場合は経済産業省への許可申請を義務付ける制度。
キャッチオール規制	軍事転用の可能性が高い貨物の輸出や技術の提供に関する規制（リスト規制）に該当しない品目についても、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用などに用いられるおそれのある場合は、経済産業省への輸出許可申請を義務付ける制度。補完的輸出規制。
非居住者	外国人で日本に入国後6か月未満の者。 日本人で出国後外国に2年以上滞在している者。または、左記の者で、一時帰国しその滞在期間が6か月未満の者。等

参考資料6 法政大学安全保障輸出管理規程（規程第1237号）

（目的）

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに関連する法令等（以下「外為法等」という。）に基づき、法政大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって本学が我が国の教育研究機関として、国際的規範、国内外関係諸法令とその精神を遵守し、国際平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に貢献することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、外為法等の定めるところによる。

（1）「教職員等」とは、本学の教員，職員，研究員その他本学に雇用された者又は本学から身

分（客員研究員等）を付与された者をいう。

（2）「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。

イ 非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供

ロ 非居住者へ再提供されることが明らかな居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供

ハ イ又はロを目的として技術情報が記載又は記録された記録媒体を輸出する行為

ニ イ又はロを目的として技術情報を電気通信により送信する行為

（3）「貨物の輸出」とは、次に掲げる行為をいう。

イ 外国を仕向地として貨物を送付すること。

ロ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること。

ハ 外国に向けて貨物を携行すること。

（4）「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、外為法等で規制の対象となるか否かを判定することをいう。

（5）「取引」とは技術の提供又は貨物の輸出をいう。

（6）「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、当該取引を本学として行うかどうかを判断することをいう。

（7）「規制技術等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。

（8）「リスト規制技術」とは、規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項に該当する技術をいう。

（9）「リスト規制貨物」とは、規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表1の1から15までの項に該当する貨物をいう。

（10）「キャッチオール規制技術」とは、規制技術等のうち、外為令別表の16の項に該当する技術をいう。

（11）「キャッチオール規制貨物」とは、規制技術等のうち、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。

（12）「ホワイト国」とは、輸出令別表第3に挙げる国をいう。

（13）「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

（14）「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

（15）「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の教職員等及び学生が、本学における教育研究活動（学生にあっては課外活動を含む）として行うすべての取引に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

（1）国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れがあると判断される取引は行わない。

（2）取引にあたり、法令及び諸規則を遵守する。

（3）輸出管理を確実に実施するための体制を適切に整備し、充実に図る。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者の下に、当該業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学術支援本部担当理事をもって充てる。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、教職員等が所属する部局等（学部、研究科、研究所及び事務局）における輸出管理に関する業務を統括する安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (3) 監査の実施に関する事項
- (4) 該非判定及び取引審査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 部局責任者のうち、最高責任者が指名した者
- (3) グローバル教育センター事務部長
- (4) 研究開発センター室長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

4 委員会は、統括責任者が招集し、その議長となる。

5 構成員の任期は、役職により選任された者はその在任期間とする。その他の者は2年とし、再任をさまたげない。委員が任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(該非判定)

第9条 取引を行おうとする者は、該非判定を行い、その結果について部局責任者による承認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

2 統括責任者は、前項による判定結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(用途及び相手先の確認)

第10条 取引を行おうとする者は、前条により非該当と判断され、かつ、相手先がホワイト国以外である場合は、キャッチオール規制技術又はキャッチオール規制貨物に該当するか否かの判断を行い、その結果について部局責任者による承認を受けなければならない。また、部局責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

2 部局責任者は、前項における判定にあたり、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無を確認しなければならない。また、相手先が国連武器禁輸国・地域である場合は、通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無についても確認しなければならない。

3 統括責任者は、前項による判定結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(取引審査)

第11条 部局責任者は、教職員等が行おうとする取引が次の各号に該当する場合、取引審査の一次審査を行い、統括責任者に結果を報告するものとする。

(1) 第9条により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定された場合

(2) 第10条により大量破壊兵器等(国連武器禁輸国・地域にあつては通常兵器を含む。)の開発等に用いられる恐れがあることが確認された場合

(3) 大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合

(4) 第1号及び第2号に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 統括責任者は、一次審査の報告があった場合には、前項第1号から第4号までの内容を踏まえ、当該取引の可否について二次審査を行うものとする。

3 統括責任者が当該取引について、委員会での二次審査が必要と判断した場合は、委員会を招集し二次審査を実施する。

4 国内における取引であっても輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 最高責任者は、前条第2項及び第3項の二次審査の結果必要と判断された場合は、該当取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第13条 教職員等は、技術の提供を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認及び取引審査の手続が終了したこと並びに技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

ない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第14条 教職員等は、貨物の輸出を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認及び取引審査の手続が終了したこと並びに貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員等は、貨物の輸送を行う際に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

5 統括責任者は、前項の報告があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

(安全保障輸出管理実施手順等)

第15条 委員会は、この規定に基づく安全保障輸出の円滑な実施を図るために実施手順等を別途定めることができる。

(教職員等に対する研修・啓発)

第16条 統括責任者及び委員会は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、安全保障輸出管理に関する研修及び啓発を計画的に行うものとする。

(学生に対する教育)

第17条 各部局及び教職員等は、学生に対し、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、必要な教育研修を行うものとする。

(学生が取引をする場合の取り扱い)

第18条 学生が本学における活動として取引を行おうとする場合、関係教職員等は当該学生の協力を得て、安全保障輸出に係る手続を教職員等に準じて行わなければならない。

(監査)

第19条 統括責任者及び委員会は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を行う。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第20条 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された当該年度を含めて7年間保存するものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに部局責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告があった場合には、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反の恐れがある場合は、速やかに最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、本学内の関係部署に対応処置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(事務)

第22条 安全保障輸出管理に関する事務は、研究開発センターが分掌する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別途定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、総長が決定する。

付 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

(追50)